

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」への意見の募集について

農水省と同時配布

平成17年2月1日（火）
環境省環境管理局水環境部
農薬環境管理室
室長 早川 泰弘(6640)
室長補佐 更田真一郎(6641)
担当 三國 知 (6643)

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の規定に基づく「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成17年2月1日（火）から平成17年3月2日（水）まで、意見募集（パブリックコメント）を行います。

1. 改正の概要

種苗法第2条第5項の規定に基づく指定種苗（種苗のうち品質の識別を容易にするため、販売に際して一定の事項を表示する必要があるものとして、農林水産大臣が指定するもの）を用いて農作物等を栽培する場合には、指定種苗に表示されている有効成分ごとの農薬の使用回数と農薬使用者が使用する有効成分ごとの農薬の使用回数の合計が農薬の容器等に表示されている有効成分ごとの農薬の総使用回数を超えないようにしなければならないことを明確化するとともに、水質の汚濁を防止する観点から、水田において農薬を使用する際に当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じなければならない農薬を新たに3剤追加する改正（資料）を行うものです。

2. 制定手続きについて

環境大臣と農林水産大臣は、平成17年1月17日付けで農業資材審議会に諮問（参考1）を行い、1月18日に諮問のとおりの内容で改正するのが適当である旨の答申（参考2）を受けました。

2. 意見募集（パブリックコメント）について

今回、農業資材審議会の答申を受け、環境省及び農林水産省では、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」を一部改正するにあたり御意見を募集することとしました。御意見のある方は、「御意見募集要項」に沿って御提出下さい。今後、本案については、皆様からいただいた御意見を考慮した上で、決定させていただきます。

この意見募集は、農林水産省においても、同時に実施されております。いただいた御意見は、両省で考慮されることとなりますので、同じ御意見を両省に提出いただく必要はありません。

なお、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

添付資料

御意見募集要項

資料 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（案）について

参考1 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正について（諮問）

参考2 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正について（答申）

参考3 農薬取締法関係法令抜粋

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の 一部を改正する省令(案)について

趣旨

食用農作物等に農薬を使用する際には、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省令・環境省令第5号。以下「使用基準省令」という。)第2条第1項第5号の規定に基づき農薬の容器に表示されている総使用回数を超えて使用してはならないこととされている。

農作物等を栽培する場合、は種を自ら行う場合の他、購入した種苗を用いる場合がある。この場合、食用農作物等を栽培する者は、当該種苗に農薬が何回使用されたか分からないとその回数を含めて農薬の容器に表示されている総使用回数を遵守することは困難であった。

今般、農林水産省において種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号)を改正し、種苗法第2条第5項の規定に基づく指定種苗を販売する場合に必要な表示事項に、指定種苗の種苗段階で使用した有効成分ごとの農薬の使用回数を加えることとする等の措置が講じられることとなったことを踏まえ、使用基準省令についても所要の改正を行う。

使用基準省令の改正の概要

指定種苗を用いて農作物等を生産する場合には、指定種苗に表示されている有効成分ごとの農薬の使用回数と農薬使用者が使用する有効成分ごとの農薬の使用回数の合計が農薬の容器等に表示されている有効成分ごとの農薬の総使用回数を超えないように使用しなければならないこととする(第2条第1項第5号)。

また、水質の汚濁を防止する観点から、水田において農薬を使用する際に当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じなければならない農薬を新たに3剤追加することとする(別表第1)。

施行期日

- (1) 種苗法施行規則改正により種苗業者へ指定種苗に農薬の使用回数の表示を義務づけることについて、一定の周知期間が必要であること
- (2) 使用基準省令については、平成16年6月21日付け農林水産省・環境省令第2号により、有効成分の観点から農薬使用者が遵守すべき農薬の総使用回数を規制することとする改正が行われ平成17年6月21日に施行されることとなっており、今般の改正をこれと異なる日に施行する場合、農薬使用者が遵守すべき基準が短期間に2回変更されることとなっており、農薬の誤用を招きかねないことから、今般の改正使用基準省令の施行期日は平成17年6月21日とすることとする。

なお、水質汚濁を防止する観点から農薬を新たに3剤追加することについては、公布と同日施行とする。

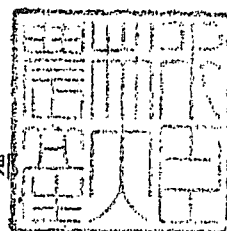
関連資料 (本年1月18日開催の農業資材審議会農薬分科会(第9回)の資料)

資料アドレス：http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/seisan/noyaku_bunkakai/9_haifu/itiran.htm

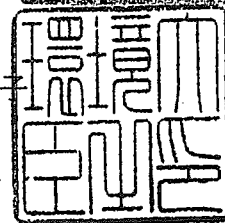
16消安第7510号
環水土発第050117001号
平成17年1月17日

農業資材審議会
会長 瀬尾 康久 殿

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 村上 誠一郎



環境大臣 小池 百合子



農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正について
(諮問)

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年3月7日農林水産省・環境省令第5号）の一部を下記のように改めることについて、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

- 1 指定種苗を用いて食用農作物等を生産する場合には、指定種苗に表示されている有効成分ごとの農薬の使用回数と農薬使用者が使用する有効成分ごとの農薬の使用回数の合計が、農薬の容器等に表示されている有効成分ごとの農薬の総使用回数を超えないように使用しなければならないこととする。
- 2 別表第一に以下の薬剤を加える。
六十五 O・O-ジエチルーO-（三-オキソ-ニ-フェニルーニH-ピリダジーン-六-イル）ホスホロチオエート（別名ピリダフェンチオン）を含有する製剤

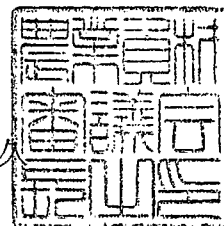


(参考2)

16資審第20号
平成17年 1月18日

環境大臣
小池 百合子 殿

農業資材審議会
会長 瀬尾 康久



農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正について (答申)

平成17年1月17日付け16消安第7510号及び環水土発第050117001号をもって諮問のあったことについては、諮問のとおりの内容で改正するのが、適当である。

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)(抜粋)

(農薬の使用の規制)

第十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令をもつて、現に第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

3 (略)

(農業資材審議会)

第十六条(略)

2 (略)

3 農林水産大臣及び環境大臣は、第二条第一項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は第十二条第一項の農林水産省令・環境省令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かななければならない。

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

(平成十五年農林水産省・環境省令第五号)

最終改正：平成一六年六月二一日農林水産省・環境省令第二号

(農薬使用者の責務)

第一条 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という。)は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 四 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 六 公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む。)の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(表示事項の遵守)

第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等(以下「食用農作物等」という。)に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
 - 二 付録の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
 - 三 農薬取締法施行規則(昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。)第七条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。
 - 四 規則第七条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
 - 五 規則第七条第二項第四号に規定する生育期間において、同項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数を超えて農薬を使用しないこと。
- 2 農薬使用者は、農薬取締法第七条第十二号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

(くん蒸による農薬の使用)

第三条 農薬使用者(自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。)は、くん蒸により農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のくん蒸による農薬の使用計画

(航空機を用いた農薬の使用)

第四条 農薬使用者は、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機をいう。)を用いて農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度の航空機を用いた農薬の使用計画

2 前項の農薬使用者は、航空機を用いて農薬を使用しようとする区域(以下「対象区域」という。)において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬の使用)

第五条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のゴルフ場における農薬の使用計画

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(水田における農薬の使用)

第七条 農薬使用者は、水田において別表第一に掲げる農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(被覆を要する農薬の使用)

第八条 農薬使用者は、別表第二に掲げる農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(帳簿の記載)

第九条 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 農薬を使用した年月日
- 二 農薬を使用した場所
- 三 農薬を使用した農作物等
- 四 使用した農薬の種類又は名称
- 五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十一号）の施行の日（平成十五年三月十日）から施行する。

(作物残留性農薬又は土壌残留性農薬に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準を定める省令の廃止)

第二条 作物残留性農薬又は土壌残留性農薬に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準を定める省令（昭和四十六年農林省令第二十四号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 第二条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「食用農作物等」とあるのは、「食用農作物等（農林水産大臣の承認を受けた食用農作物等を除く。）」と読み替えるものとする。

附 則

〔	平成一六年六月二十一日	農林水産省 環境省	〕	令第二号
---	-------------	--------------	---	------

- 1 この省令は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
- 2 農薬を使用する者が、この省令の施行前に農薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年農林水産省令第五十四号。以下「改正省令」という。）附則第二条第二項の規定による表示のある農薬を使用する場合には、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第二条第一項第五号中「は種（）」とあるのは「は種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、）」と、「、規則第七条第二項第四号に規定する総使用回数」とあるのは「（以下この号において「生育期間」という。）において、含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、使用時期又は使用の態様の区分ごとに表示されている場合にあつては、当該区分ごと、含有する有効成分の種類ごとの総回数とする。）」と読み替えるものとする。
- 3 改正省令による改正前の農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第七条の規定による表示のある農薬の使用については、この省令による改正前の農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第二条の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一（第七条関係）

一 S - （四 - クロロベンジル） - N ・ N - ジエチルチオカーバメート（別名ベンチオカ

- ーブ又はチオベンカルブ)を含有する製剤
- 二 二 - アミノ - 三 - クロロ - 一・四 - ナフトキノン (別名ACN)を含有する製剤
- 三 三 - アリルオキシ - 一・二 - ベンゾイソチアゾール - 一・一 - ジオキシド(別名プロ
ペナゾール)を含有する製剤
- 四 二 - イソプロピルフェニル - N - メチルカーバメート (別名MIPC又はイソプロカ
ルブ)を含有する製剤
- 五 二 - メチル - 四 - クロロフェノキシ酢酸エチル (別名MCPAエチル)を含有する製
剤
- 六 二 - メチル - 四 - クロロフェノキシチオ酢酸 - S - エチル (別名MCPAチオエチ
ル)を含有する製剤
- 七 二 - メチル - 四 - クロロフェノキシ酢酸ナトリウム (別名MCPAナトリウム塩)を
含有する製剤
- 八 エチル = 五 - (四・六 - ジメトキシピリミジン - ニ - イルカルバモイルスルファモイ
ル) - 一 - メチルピラゾール - 四 - カルボキシラート (別名ピラゾスルフロンエチル)
を含有する製剤
- 九 O - エチル - O - (三 - メチル - 六 - ニトロフェニル)セコンダリーブチルホスホロ
アミドチオエート (別名ブタミホス)を含有する製剤
- 十 S - エチルヘキサヒドロ - 一H - アゼピン - 一 - カーボチオエート(別名モリネート)
を含有する製剤
- 十一 (一RS・二SR・四SR) - 一・四 - エポキシ - p - メンタ - ニ - イル = ニ - メ
チルベンジル = エーテル (別名シンメチリン)を含有する製剤
- 十二 S - 四 - クロロ - N - イソプロピルカルバニロイルメチル = O・O - ジメチル = ホ
スホロジチオアート (別名アニロホス)を含有する製剤
- 十三 三 - (四 - クロロ - 五 - シクロペンチルオキシ - ニ - フルオロフェニル) - 五 - イ
ソプロピリデン - 一・三 - オキサゾリジン - ニ・四 - ジオン(別名ペントキサゾン)を
含有する製剤
- 十四 四 - クロロ - ニ - (- ヒドロキシベンジル)イソニコチンアニリド (別名イナベ
ンフィド)を含有する製剤
- 十五 (RS) - ニ - [ニ - (三 - クロロフェニル) - ニ・三 - エポキシプロピル] - ニ
- エチルインダン - 一・三 - ジオン (別名インダノファン)を含有する製剤
- 十六 四 - (ニ - クロロフェニル) - N - シクロヘキシル - N - エチル - 四・五 - ジヒド
ロ - 五 - オキソ - 一H - テトラゾール - 一 - カルボキサミド (別名フェントラザミド)
を含有する製剤
- 十七 (E) - (S) - 一 - (四 - クロロフェニル) - 四・四 - ジメチル - ニ - (一H -
一・二・四 - トリアゾール - 一 - イル)ペンタ - 一 - エン - 三 - オール (別名ウニコナ
ゾールP)を含有する製剤
- 十八 (二RS・三RS) - 一 - (四 - クロロフェニル) - 四・四 - ジメチル - ニ - (一
H - 一・二・四 - トリアゾール - 一 - イル)ペンタン - 三 - オール (別名パクロブトラ
ゾール)を含有する製剤
- 十九 一 - (ニ - クロロベンジル) - 三 - (一 - メチル - 一 - フェニルエチル)ウレア
(別名クミルロン)を含有する製剤
- 二十 三 - (ニ - クロロ - 四 - メシルベンゾイル) - ニ - フェニルチオビスクロ [三・ニ
・一]オクタ - ニ - エン - 四 - オン(別名ベンゾビスクロン)を含有する製剤

- 二十一 二 - メチル - 四 - クロロフェノキシ酪酸エチル (別名M C P Bエチル) を含有する製剤
- 二十二 O・O - ジイソプロピル - S - ベンジルチオホスフェート (別名I B P) を含有する製剤
- 二十三 N・N - ジエチル - 三 - メシチルスルホニル - 一H - 一・二・四 - トリアゾール - 一 - カルボキサミド (別名カフェンストロール) を含有する製剤
- 二十四 一 - [二 - (シクロプロピルカルボニル) アニリノスルホニル] - 三 - (四・六 - ジメトキシピリミジン - 二 - イル) 尿素 (別名シクロスルファミロン) を含有する製剤
- 二十五 二・三 - ジクロロ - 四 - エトキシメトキシベンズアニリド (別名エトベンザニド) を含有する製剤
- 二十六 (R S) - 二 - (二・四 - ジクロロ - m - トリルオキシ) プロピオンアニリド (別名クロメプロップ) を含有する製剤
- 二十七 二 - [四 - (二・四 - ジクロロ - m - トルオイル) - 一・三 - ジメチルピラゾール - 五 - イルオキシ] - 四 - メチルアセトフェノン (別名ベンゾフェナップ) を含有する製剤
- 二十八 三 - [一 - (三・五 - ジクロロフェニル) - 一 - メチルエチル] - 三・四 - ジヒドロ - 六 - メチル - 五 - フェニル - 二H - 一・三 - オキサジン - 四 - オン (別名オキサジクロメホン) を含有する製剤
- 二十九 二・四 - ジクロロフェノキシ酢酸エチル (別名二・四 - P Aエチル又は二・四 - Dエチル) を含有する製剤
- 三十 二 - [四 - (二・四 - ジクロロベンゾイル) - 一・三 - ジメチルピラゾール - 五 - イルオキシ] アセトフェノン (別名ピラゾキシフェン) を含有する製剤
- 三十一 四 - (二・四 - ジクロロベンゾイル) - 一・三 - ジメチル - 五 - ピラゾリル - p - トルエンスルホネート (別名ピラゾレート) を含有する製剤
- 三十二 二・三 - ジヒドロ - 三・三 - ジメチルベンゾフラン - 五 - イル = エタンスルホネート (別名ベンフレセート) を含有する製剤
- 三十三 二・六 - ジブromo - 二 - メチル - 四 - トリフルオロメトキシ - 四 - トリフルオロメチル - 一・三 - チアゾール - 五 - カルボキシアニリド (別名チフルザミド) を含有する製剤
- 三十四 O・S - ジメチル - N - アセチルホスホロアミドチオエート (別名アセフェート) を含有する製剤
- 三十五 S・S - ジメチル = 二 - ジフルオロメチル - 四 - イソブチル - 六 - トリフルオロメチルピリジン - 三・五 - ジカルボチオアート (別名ジチオピル) を含有する製剤
- 三十六 一 - (一・三 - ジメチルベンジル) - 三 - (パラトリル) 尿素 (別名ダイムロン) を含有する製剤
- 三十七 三 - (ジメトキシホスフィニルオキシ) - N - メチル - シス - クロトンアミド (別名モノクロトホス) を含有する製剤
- 三十八 一 - (四・六 - ジメトキシ - 一・三・五 - トリアジン - 二 - イル) - 三 - [二 - (二 - メトキシエトキシ) フェニルスルホニル] 尿素 (別名シノスルフロロン) を含有する製剤
- 三十九 一 - (四・六 - ジメトキシピリミジン - 二 - イル) - 三 - (二 - エトキシフェノキシスルホニル) 尿素 (別名エトキシスルフロロン) を含有する製剤

- 四十 一 - (四・六 - ジメトキシピリミジン - ニ - イル) - 三 - [一 - メチル - 四 - (ニ
- メチル - ニ H - テトラゾール - 五 - イル) ピラゾール - 五 - イルスルホニル] 尿素
(別名アジムスルフロン) を含有する製剤
- 四十一 一・二・五・六 - テトラヒドロピロロ [三・二・一 - i j] キノリン - 四 - オン
(別名ピロキロン) を含有する製剤
- 四十二 一 - (ニ - ナフトキシ) プロピオンアニリド (別名ナプロアニリド) を含有する
製剤
- 四十三 二 - メチルチオ - 四・六 - ビス (エチルアミノ) - s - トリアジン (別名シメト
リン) を含有する製剤
- 四十四 ブチル = (R) - ニ - [四 - (四 - シアノ - ニ - フルオロフェノキシ) フェノキ
シ] プロピオナート (別名シハ口ホップブチル) を含有する製剤
- 四十五 二 - セコンダリーブチルフェニル - N - メチルカーバメート (別名 B P M C) を
含有する製剤
- 四十六 O - 三 - tert - ブチルフェニル = 六 - メトキシ - ニ - ピリジル (メチル) チ
オカルバマート (別名ピリブチカルブ) を含有する製剤
- 四十七 二 - クロロ - ニ・六 - ジエチル - N - (プトキシメチル) アセトアニリド (別名
ブタクロール) を含有する製剤
- 四十八 (R S) - ニ - ブロモ - N - (一・二 - ジメチルベンジル) - 三・三 - ジメチル
ブチルアミド (別名ブロモブチド) を含有する製剤
- 四十九 S - ベンジル = 一・二 - ジメチルプロピル (エチル) チオカルバマート (別名エ
スプロカルブ) を含有する製剤
- 五十 O・O - ジイソプロピル - ニ - (ベンゼンスルホンアミド) エチルジチオホスフェ
ート (別名 S A P 又はベンスリド) を含有する製剤
- 五十一 二 - ベンゾチアゾール - ニ - イルオキシ - N - メチルアセトアニリド (別名メフ
ェナセツト) を含有する製剤
- 五十二 メチル = 三 - クロロ - 五 - (四・六 - ジメトキシピリミジン - ニ - イルカルバモ
イルスルファモイル) - 一 - メチルピラゾール - 四 - カルボキシラート (別名ハ口スル
フロンメチル) を含有する製剤
- 五十三 五 - (ニ・四 - ジクロロフェノキシ) - ニ - ニトロ安息香酸メチル (別名ピフェ
ノックス) を含有する製剤
- 五十四 メチル = 二 - (四・六 - ジメトキシピリミジン - ニ - イルオキシ) - 六 - (一 -
メトキシイミノエチル) ベンゾエート (別名ピリミノバックメチル) を含有する製剤
- 五十五 メチル = 一 - (四・六 - ジメトキシピリミジン - ニ - イルカルバモイルスルファ
モイル) - o - トルアート (別名ベンスルフロンメチル) を含有する製剤
- 五十六 二 - メチルチオ - 四 - エチルアミノ - 六 - (一・二 - ジメチルプロピルアミノ)
- s - トリアジン (別名ジメタメトリン) を含有する製剤
- 五十七 S - (ニ - メチル - 一 - ピペリジル - カルボニルメチル) - O・O - ジ - n - プ
ロピルジチオホスフェート (別名ピペロホス) を含有する製剤
- 五十八 S - 一 - メチル - 一 - フェニルエチル = ピペリジン - 一 - カルボチオアート (別
名ジメピペレート) を含有する製剤
- 五十九 メチル = N - (ニ - メトキシアセチル) - N - (ニ・六 - キシリル) - D L - ア
ラニナート (別名メタラキシル) を含有する製剤
- 六十 (E) - ニ - メトキシイミノ - N - メチル - ニ - (ニ - フェノキシフェニル) アセ

トアミド(別名メトミノストロビン)を含有する製剤

六十一 (RS) - 七 - (四・六 - ジメトキシピリミジン - ニ - イルチオ) - 三 - メチル
- ニ - ベンゾフラン - 一 (三H) - オン (別名ピリフタリド) を含有する製剤

六十二 (RS) - ニ - (四 - フルオロフェニル) - 一 - (一H - 一・二・四 - トリアゾ
ール - 一 - イル) - 三 - トリメチルシリルプロパン - ニ - オール (別名シメコナゾ
ール) を含有する製剤

六十三 三 クロロ 四・四 ジメチル 一・二・三 チアジアゾール 五 カルボ
キサニリド (別名チアジニル) を含有する製剤

六十四 五 tert ブチル 三 (二・四 ジクロロ 五 イソプロポキシフェニ
ル) 一・三・四 オキサジアゾール ニ (三H) オン (別名オキサジアゾン) を含
有する製剤

別表第二 (第八条関係)

一 クロルピクリンを含有する製剤

二 臭化メチルを含有する製剤

付録 (第二条関係)

$$Q = Q0 \times A / A0$$

Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q0 は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

Aは、農薬を使用しようとする農地等の面積

A0 は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

○意見の提出状況

意見の提出件数10件

【農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正（案）に係るもの】

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. 食品の安全性を考えると種苗で使用した農薬を明らかにして種苗（1年生作物）を販売することは当然と考えます。農家は普通は商品名で確認していますので、成分の一般名だけでなく商品名も併せ表示しないと実効は上がらないと考えます。</p>	<p>農薬名が違っていても有効成分が同一である農薬は多くあります。このため、残留農薬のリスク管理の観点からは、有効成分ごとに総使用回数を規制する必要があります。</p> <p>農薬のラベルには、有効成分名が記載されており、また、農薬使用者が農薬を使用する時には、総使用回数を確認するために有効成分名を必ず確認するため、有効成分名の表示を行うことで、実効性は担保できると考えています。</p>
<p>2. 野菜苗の育苗中に2～3回の農薬を散布する場合もあるので、苗を購入して栽培する生産者の農薬使用回数が減ることになり、必要な防除ができない場合も考えられるので特別措置も考えていただきたいと思います。</p>	<p>農薬の登録段階で、申請のあった総使用回数で農薬を使用した場合の安全性を確認しており総使用回数の遵守は農産物の安全性確保の観点から必要です。</p> <p>したがって、苗を購入した生産者は、苗段階に実際に使用した回数を、農薬のラベルに記載された総使用回数から差し引いた回数のみ当該有効成分を含む農薬の使用が可能となります。</p> <p>なお、ある病害虫を防除するため、ある農薬を総使用回数の上限まで使用しても、さらに防除の必要がある場合は、当該病害虫の防除に用いられる他の有効成分の農薬を使用するといった対応をしていただくこととなります。</p>

【その他（今回のパブリック・コメントの募集内容と直接関係ないもの）】

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. 特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱いの趣旨に基づいて、特定農薬（特定防除資材）に該当しない農薬については、指定種苗に使用してはいけないと記載することを望みます。</p>	<p>特定農薬に該当しない農薬であって、かつ容器・包装に農薬取締法第7条の規定に基づく農薬登録番号等の表示がされていない、いわゆる無登録農薬は、農薬取締法によって全ての農作物等に対し、その使用が禁止されています。</p> <p>したがって、指定種苗に対して、そのような記載を行う必要はないと考えています。</p>
<p>2. 青果物が販売される時にその青果物が収穫される1ヶ月前から収穫後に使用された農薬名と使用回数、使用時期を明確にすることを義務付けていただきたい。</p>	<p>農薬取締法により、農薬の使用者は、ラベルに表示された使用方法を遵守することが義務付けられています。</p> <p>一方、農作物等の生産に使用した農薬等の情報を求める消費者のニーズに対応するため、生産団体においても自主的に農薬等の使用状況を記帳し、適時情報提供する取組が行われています。</p>
<p>3. 指定種苗が拡大され、種苗には農薬履歴の表示が義務付けられるが、この種苗段階とは作物ごとにどこを指すのか明確な指導が必要である。</p>	<p>種苗段階とは、種子（種子消毒を含む）から本圃に定植されるまでの作物の状態を指しますが、作物によっては、特殊な栽培形態のものもあるため、このような作物については実態に応じて指導していくこととしています。</p>
<p>4. 農薬の使用基準が、米や野菜を中心に決められており、花卉や草花、樹木の多くの品種にはほとんど使用基準が不明瞭です。県の試験所などに問合せでも各県単位でバラバラの使用基準です。商品は全国に発送されているにも関わらず、このような状態で安全性の統一が可能なのですか。</p>	<p>農薬取締法及び同法に基づく省令（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令）では、水稲や野菜など食用農作物への農薬の使用に当たり、農薬使用者は、ラベルに表示された①適用農作物、②使用量、③使用濃度、④使用時期、⑤総使用回数等の使用方法を遵守することが義務付けられています。</p> <p>一方、花卉や草花、樹木等非食用の作物等についても、水産動植物への影響防止や公共用水域の水質汚濁の防止等のために、ラベルに表示された使用方法や留意事項を守って使用する必要があります。</p>

<p>5. 栄養繁殖（さし芽、接木など）による種苗など、親株への農薬の使用はどのような扱いになるのでしょうか。使用回数に含まれない場合、親株に使用した農薬の子株への残留は、種子消毒に用いた農薬の残留量より多くなると考えられることから、種子への使用回数をカウントするのは不合理ではないでしょうか。</p> <p>キュウリの台木がカボチャであった場合でも、キュウリ基準（穂木基準）で台木に農薬散布することが妥当と考えておりますがどうでしょうか。</p> <p>接木苗で「穂木・台木の切断と接合」の時点で農薬履歴をリセットすることも可能ではないかと考えております。</p>	<p>栄養繁殖で増えるいちごやサツマイモの苗に使用した農薬の使用回数は、ランナーや親株から切り離して苗を作出した時点から収穫までを使用回数のカウント期間とし、種子繁殖のものは種子の段階から収穫の段階に至るまでの間をカウント期間として、それぞれ農薬の残留の程度を試験し、最終的な農産物の安全性を確認しており、両者を混同して考えるのは適切でないと思います。</p> <p>また、御意見のような接ぎ木苗に使用する農薬については、残留性以外に薬効や薬害の面も考慮し、台木であるカボチャを育成している段階においては、カボチャに登録のある農薬を使用し、キュウリを接ぎ木した以降は、キュウリに登録のある農薬を使用基準を遵守して使うように指導しているところです。</p> <p>ただし、接ぎ木した後も、台木、穂木それぞれの育成段階で使用した農薬が植物体に残留している可能性が否定できないため、接ぎ木の工程を経ることによって、農薬の使用履歴をリセットすることは適切でないと考えています。</p>
<p>6. 一部の種子処理登録農薬は、その種子処理分を使用回数には加えないとの話しが進められていると聞く。そうなった場合、それらの種子を用いた販売苗に、種子処理農薬の表示は必要か。</p>	<p>全ての農薬について種子処理分についても、使用回数に数えることとしております。</p>